

令和7年度 带状疱疹ワクチン接種制度のご案内

50歳以上の方で、带状疱疹ワクチン接種を希望する方は、定期接種制度または接種費用助成制度を利用できます。

ポイント

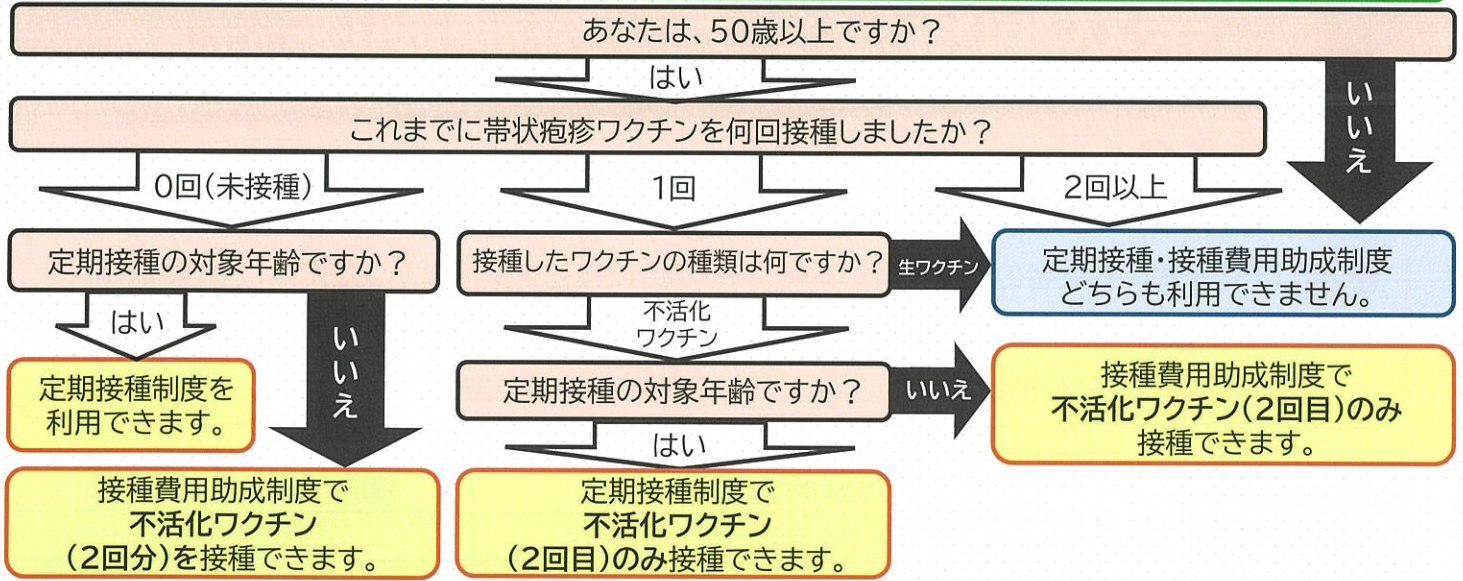
- 1 定期接種の対象となる方は、接種費用助成制度は利用できません。
- 2 定期接種の対象者の方で、対象年齢となる年度に接種を受けなかった方は、次年度以降、市の「接種費用助成制度」の対象外となり、带状疱疹ワクチンの接種費用は、接種する方が**全額自己負担(公費負担なし)**となります。**接種を希望する方は、定期接種をご利用ください。**

制度の概要	定期接種制度	接種費用助成制度	
接種の種類	予防接種法に基づく定期接種(B類疾病)	任意接種	
対象となる方	<p>静岡市に住民票がある 次の①または②にあてはまる方</p> <p>① 令和7年度に次の各年齢になる方</p> <p>65歳 ▶S35.4.2～S36.4.1生 70歳 ▶S30.4.2～S31.4.1生 75歳 ▶S25.4.2～S26.4.1生 80歳 ▶S20.4.2～S21.4.1生 85歳 ▶S15.4.2～S16.4.1生 90歳 ▶S10.4.2～S11.4.1生 95歳 ▶S5.4.2～S6.4.1生 100歳以上 ▶T15.4.1以前生</p> <p>② 60歳以上65歳未満の方で、 ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の 機能に日常生活がほとんど不可能な程度 の障害を有する方</p> <p>次の方は対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生ワクチンまたは不活化ワクチンを 既に接種完了した方 	<p>静岡市に住民票がある 50歳以上の方</p> <p>次の方は対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期接種対象の方 ▶ 生ワクチンまたは 不活化ワクチンを 既に接種完了した方 	
接種期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで		
対象ワクチン	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いずれかのワクチン接種になります。</div> <p>生ワクチン 不活化ワクチン※1</p>	不活化ワクチン※1	
接種回数	1回	2回	
自己負担額	5,040円	8,240円 (接種1回あたり)	接種費用※2 ー10,000円 (接種1回あたり)

※1 不活化ワクチン接種の場合、1回目と2回目の接種間隔は2か月以上7か月未満です。

※2 接種費用は、医療機関により異なります。

令和7年度 制度利用フローチャート



定期接種制度の手続き

- ▶ 65歳以上の定期接種の対象となる方には、令和7年3月下旬に、「接種券」をお送りしています。手続きの詳細は、「接種券」に同封の「令和7年度 带状疱疹ワクチン定期接種対象者の皆様へ」をご覧ください。
- ▶ 60歳以上65歳未満で定期接種の対象となる方は、感染症対策課(☎249-3152)までお問い合わせください。

接種費用助成制度の手続き

接種の予約をする前に、市へ助成の申請手続きが必要です。申請は、インターネット及び申請用紙(郵送・窓口)による方法となります。申請用紙は、公共施設や実施医療機関にあります。



よくある質問

- Q 令和6年度に接種費用助成制度を申請しましたが、まだ1回も接種していません。令和7年度は、定期接種または接種費用助成どちらの制度を利用できますか。
- A 定期接種の対象年齢の方は、定期接種制度をご利用ください。定期接種の対象ではない方は、接種費用助成制度をご利用ください。
- Q 定期接種の対象年齢で、その年度に接種しない場合、翌年度以降、定期接種または接種費用助成制度を利用できますか。
- A いずれも利用できません。翌年度以降は全額自己負担での接種になります。
- Q 令和6年度に申請した、市確認済申請用紙を持っています。令和7年度に接種費用助成制度を利用する場合、新たに申請が必要ですか。
- A 必要ありません。現在お持ちの申請用紙をそのままお使いいただけます。
- Q 「接種券/接種費用助成金交付申請書」を失くしました。どうすればよいですか。
- A 保健所感染症対策課(☎249-3152)までお問い合わせください。

問い合わせ先

静岡市保健所 感染症対策課 静岡市葵区城東町24番1号 保健所棟2階
電話 (054) 249-3152 / 249-3173 (平日8時30分~午後5時)

市ホームページはこちら▶<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2371/s013023.html>



▲読み取りはこちら